

国際会議場 ポートピアホール 使用規定

ポートピアホールご使用に関して下記のとおり規定をもうけておりますので、予めご了承願います。

1. 使用規定について

ポートピアホールの使用に関して締結する契約は、この使用規定の定めるところによるものとし、この規定に定めない事項につきましては法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. 受付開始日について

お申込の受付開始は、ご使用日の18ヶ月前の月の初日よりとさせていただきます。

3. お申込について

お申込される際は次の事項をお申出ください。

1. 主催者名及び住所並びに催事名
2. 開催日及び開催時間
3. 人数及び内容、使用目的
4. その他、ホテルが特に必要と認める事項

※ なお、申込金としてご使用日1日につき¥200,000を申し受けます。申込金は使用料金又は取消料金に充当させていただきます。

4. ご契約の成立について

1. 使用契約はホテルがご契約のお申込を承諾し、ホテル指定の申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。
2. 使用契約が成立したときは、前払金としてホテルが請求する金額をホテルが指定する日までに現金又はホテル指定口座への振込みにてお支払いください。
3. 前払金をホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、使用契約はその効力を失うものといたします。この場合、別表(取消料)に掲げるところにより取消料金を申し受けます。申込金は、取消料金に充当させていただきます。
4. なお当ホテルは次に掲げる場合においては、使用契約の締結に応じないことがあります。
 - ① ポートピアホールにご出席のお客さまの中に次の事由に該当する者がいる場合。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）。
 - (2) 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
 - (3) 法人でその役員のうち暴力団等に該当するものがあるとき。
 - ② お客さま及び宴会等への出席者が、法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、あるいは他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をするとホテルが判断したとき。
 - ③ 当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力的要求行為あるいは、合理的範囲を超えた負担を要求した場合。
 - ④ このポートピアホール使用規定について違反した場合。

5. お客さまよりの開催日変更及びご契約取消しについて

お客さまの都合により開催日を変更される場合又は使用契約の全部あるいは一部をお取消される場合には、別表(取消料)に掲げるところにより取消料金を申し受けます。

なお、前払金は取消料金に充当し、残額があれば返金いたします。

6. 使用時間と料金について

1. 使用時間の区分及び使用料金は別紙使用料金表のとおりとします。
2. ご使用開始から終了までのご契約時間(以下使用時間と称します)は所定の会場料金をお支払いいただきます。又、使用時間を超過した場合は追加料金を申し受けます。但し、次の会場使用時間との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。
3. ご使用時間は原則として午前9時～午後9時といたします。又、時間外のご使用については所定の料金を加算させていただきます。

7. 装飾等の手配について

催事に関する装飾・看板・装花・音響・照明につきましては、ホテル指定業者に手配させていただきます。ホテル指定業者以外の業者に依頼される場合は、事前にホテルの了解を求めて下さい。業者への発注は、ホテルの了解の上でお願いいたします。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示について

お客さまが直接依頼された業者が行う催事に関連する装飾等は、ホテルの管理・美観・導線などを踏まえ、ホテルがその業者に直接指示させていただきます。なお、必要に応じて作業計画書を提出していただきます。



9. 駐車場について

ホールご使用の際の駐車場料金は有料とさせていただきます。但し、主催者にて出席者の駐車場料金をご負担の際は別途定める料金にて実費を一括でお支払いください。装飾等を行う業者の搬入・搬出の車両につきましては、近隣の公共駐車場をご利用ください。

10. 損害賠償について

主催者及び全ての関係者(出席者、主催者が直接依頼された業者を含む)は、ホールの施設、什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合には、主催者にその損害の賠償を請求させていただきます。

11. ホテルよりの契約取消しについて

ホテルは次に掲げる場合においては催事のお申込をお断りするか又は既に使用契約をいただいた場合でも使用契約を取消(解除)させていただきます。なお、この場合の損害補償はいたしません。

- ホールにご出席のお客さまの中に次の事由に該当する者がいる場合。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)。
 - 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他団体。
 - 法人でその役員の中に暴力団等に該当するものがあるとき。
- 主催者及び催事への出席者が、法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、或いは他のお客さまにご迷惑をおかけするとホテル側が判断したとき
- 関係諸官庁より特別指示のあるとき
- 催事に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- 天災又は施設の故障、その他やむを得ない事由によりホールを使用することができないとき
- この使用規定に違反されたとき

12. 禁止事項について

次に掲げる各事項につきましては禁止事項となっております。

- ホールの定員(1,702名)を超える入場(補助席・立見席はございません)
- 他のお客さまに迷惑を及ぼす行為
- 他のお客さまに迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯
- 承認を受けない動物を当ホール内に伴うこと
- 建物その他の工作物及び物品の汚損、又は毀損の恐れのある行為
- 所定の場所以外での飲食・喫煙
- 火気・危険物の持込
- 防火シャッター・消火栓及び非常口等防火施設付近への障害物の設置
- 扉・柱・壁等へのはり紙及び舞台への釘打ち
- 使用権の譲渡・転貸
- 会場の管理上、支障があると認められるもの
- その他法令で禁じられている行為

13. 関係機関への届出

関係機関への必要な手続きは、主催者側で必ず事前にお済ませください。

開催届	神戸市水上消防署 予防査察係	〒650-0045 神戸市中央区港島3丁目2番2号	/ .078-302-0119
警備・防犯	兵庫県神戸市水上警察署 警備課	〒650-0045 神戸市中央区港島3丁目1番	/ .078-306-0110
音楽著作権	一般社団法人日本音楽著作権協会大阪支部	〒541-0042 大阪市中央区今橋3丁目3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F	/ .06-6222-8261

別表(取消料)

契約取消の通知を受けた日	取消料金の内容
催事実施日の360日前まで	申込金全額返金
催事実施日の359日以内180日前まで	申込金全額を取消料に充当
催事実施日の179日以内60日まで	使用区分における使用料金の50%、及びすでに手配済みの実費料金
催事実施日の59日以内20日まで	使用区分における使用料金の60%、及びすでに手配済みの実費料金
催事実施日の19日以内前日まで	使用区分における使用料金の80%、及びすでに手配済みの実費料金
当日	使用区分における使用料金の全額、及びすでに手配済みの実費料金